



Title	言語文化学 Vol.10 学会の活動/会則
Author(s)	
Citation	大阪大学言語文化学. 2001, 10, p. 316-319
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/78015">https://hdl.handle.net/11094/78015</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

## 学会の活動

平成 12 年 6 月 24 日 大阪大学言語文化学会第 18 回大会

〈研究発表会〉

劉 綺紋：アスペクト助詞“了”のパーフェクト性をめぐって

谷口 未希・丸山 岳彦：

「名詞＋助詞」にみられる韻律的卓立に関する一考察

鍋島弘治朗：悪に手を染める

—日本語において比喩的に価値領域を形成する諸概念—

松本 明香：日本語の非母語話者の発話に対する他者マーク自己調整過程の分析

長谷川美穂：ろう教育の現状報告—手話と日本語の間で—

張 修慎：三十年代の台湾文学から見る知識人

—「新聞配達夫」「牛車」と「パイヤのある町」を中心に—

王 彩香：「居住する」華僑—共通性を越えるもの—

〈講演〉

我田 広之助教授：比較言語文化論をめぐる解釈学的諸問題

〈総会〉

活動報告

委員改選

新委員：

高岡幸一（委員長）、田中美英子、小門典夫、ヨコタ村上孝之、

尾崎久男、宮西久美子、大平未央子、今泉志奈子、藪内智、石

丸久美子、小池隆太、鈴木清香、竹山直子、船津英志

会計報告（次頁の通り）

平成 12 年 10 月 19 日 大阪大学言語文化学会第 19 回大会

〈研究発表会〉

張 嘉容：台湾における日本の漢字語彙の受容について

王 彩香：中国人難民と日本の国境事情

—21 世紀の境界を展望する—

吉見 貴子：都市の『ヴォイド』—「空隙」への空間論的考察—

山住 勝利：対象の抵抗・言葉の抵抗

—ジャック・ケルアックと禅仏教の関係について—

吉野 太郎：ICANN から見るインターネットガバナンスとナショナルリズム

平成 13 年 3 月 31 日『言語文化学 第 10 号』発行

〈査読者〉

今井光規、井元秀剛、岩根久、植田晃次、大森文子、沖田知子、尾崎久男、越智正男、金崎春幸、北村卓、木村茂雄、小門典夫、坂内千里、高岡幸一、田中美英子、田畑智司、津久井定雄、ディボフスキー・アレクサンドル、中埜芳之、難波康治、西口光一、服部典之、浜田麻里、春木仁孝、日野信行、広瀬雅弘、深澤一幸、三藤博、三牧陽子、村岡貴子、村上スミス・アンドリュウ、山下仁、山田雄三、由本陽子、ヨコタ村上・ジェリー、ヨコタ村上孝之、渡邊秀樹、渡邊伸治

《平成 11 年度会計報告》

(単位：円)

収 入		支 出	
学会費	1,062,000	『言語文化学』第8号印刷代	447,300
『言語文化学』売上	0	『言語文化学』第8号発送費	52,070
懇親会費	40,000	『言語文化学』第9号印刷代	637,570
利子	621	『言語文化学』第9号発送費	58,520
前年度繰越金	957,343	懇親会費	40,145
		通信費	27,100
		消耗品費	3,097
		雑費(振込手数料)	2,520
		次年度繰越金	791,642
計	2,059,964	計	2,059,964

平成 11 年度会計担当委員

宮西久美子

会計監査(平成 12 年 6 月 22 日)

齋藤 渉

神吉 宇一

## 大阪大学言語文化学会会則

- 第1条 本会は大阪大学言語文化学会と称する。
- 第2条 本会の会員は次の2種とする。
1. 通常会員：大阪大学言語文化研究科及び言語文化部の教官、大学院院生、大学院修了者で所定の会費を納めたもの。
  2. 特別会員：元教官及び本会にとくに貢献したもの。
- 第3条 本会は会員の学術研究を促進するとともに、研究成果の普及をはかり、広く学術全般の進展に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達するために研究会を開催し、機関誌を発行する。
- 第5条 本会の会員は機関誌の配布を受ける。
- 第6条 本会は第3条の目的を達するために年1回、言語文化学会総会を開催する。
- 第7条 本会に次の役員をおく。
1. 会長及び委員、監事をおく。
  2. 会長を言語文化研究科長、副会長を言語文化部長とする。
  3. 委員は原則として教官より5名、大学院院生より5名を選出する。なお別に事務担当をおくことができる。
  4. 監事は2名とし、会計の監査にあたる。監事は会長が委嘱する。
- 第8条 本会に委員会をおく。
1. 委員会は前条3の委員をもって構成する。
  2. 委員会に委員の互選による委員長、企画・編集委員（若干名）、会計委員（若干名）をおく。
  3. 委員会は本会の運営にあたる。
- 第9条 役員の内任期は次の通りとする。
1. 会長及び副会長の任期は言語文化研究科長及び言語文化部長の任期に従う。
  2. 委員の任期は1年とする。
  3. 監事の任期は1年とする。
- 第10条 本会の経費は会員の会費及びその他の収入による。

1. 会費は付則に定めるところによる。
2. 本会の会計年度は毎年4月より翌年3月までとする。

第11条 本会の事務局は大阪大学言語文化研究科内におく。

- 付則
1. 通常会員は会費として年間3000円を納める。
  2. この会則の改正は、総会において出席者の3分の2以上の賛同を必要とする。
  3. 本会則は平成3年5月8日より発効する。